

個人情報保護に関する保育園の方針

社会福祉法人新芽会ならびに舞の里バディ保育園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』(以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。)及び関連法令等を遵守し下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めています。

(基本理念)

1、舞の里バディ保育園(以下「当園」という。)では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

(個人情報の具体的取り扱いについてのマニュアル)

1、提出書類の保管及び処分について

保育児童台帳など提出書類の中で個人情報に該当するものは園内で保管し原則として園外の持ち出しは禁止。園児の緊急連絡先、住所などは事務所で保管し、外部の人の目の届かない所に保管すること。不要となった個人情報の廃棄・消去対策として必ずシュレッダーで処分する。

2、パンフレット、園内掲示、行事写真における写真の掲載について

情報公開がすすんでいく中で、写真の掲載は欠かすことは出来ない。写真の掲載時には、その園児の保護者の方に掲載の了解を得てから行なう。行事写真の掲載には、できるだけ短期間の掲載にする。

3、実習生及び職業体験生徒・ボランティアへの個人情報保護の周知について

学生の実習については、オリエンテーションの際に知り得た個人情報は外部に漏らさないように指導するまた、実習ノートなどにおいても特定できる個人名や愛称などの表現はおこなわず、個人を特定できない記載方法の指導を徹底する。

4、職員に対する個人情報意識の徹底について

個人情報方針を職員は施設内研修を通じて周知し情報管理の徹底を図る。また、新採用の際、退職する際にも同様に研修を行なう。また、許可なく書類をコピーしたり、持ち帰ったりはしない。

5、個人情報の第三者への提供の制限

舞の里バディ保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ずに第三者に個人情報(個人データ)を提供はしない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(3)公衆衛生の向上又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

6、個人情報についての問い合わせ及び苦情受付、情報開示について

園児、保護者自身の情報についてのお問い合わせや開示については担任又は園長が直接対応する。また苦情その他については園長を机上解決責任者とし、苦情解決制度に基づいた取り扱いをする。